

青森県商工会報

特産品ショップあもり三昧 <http://www.aomorizanmai.com>

発行: 青森県商工会連合会
編集: 広報編集グループ
青森市新町 2 丁目 8-26
県火災共済会館 5F
TEL 017-734-3394
FAX 017-773-7249

全国統一キャッチフレーズ ~商工会は 行きます 聞きます 提案します~

東北地方太平洋沖地震による被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、多くの貴い命が失われたことにお悔やみを申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

平成二十三年三月二十四日、青森県火災共済会館において平成二十二年度臨時総会が開催された。平成二十三年度は「地域社会に貢献する商工会」として、新たな時代に向けて、会員や地域の方々から今まで以上に支持される組織づくりを目指し全組織挙げて、課題解決に向けた取組を行い、情勢変化に即応した事業展開を、全国連、県及び県内各市町村と連携を取りながら実施することとし、以下の重点事業とすることを承認し閉会した。

活性化支援
近年郊外型大型店の進出、少子高齢化などで商工会地域の商店街をはじめ地域間格差の拡大急進及び地域コミュニティ維持

(二) 地域商店街・地域コミュニティ再生

青森県商工会連合会臨時総会開催の様子



平成二十二年度重点事業満場一致で可決

一・商工会地域力・地域コミュニティの広域再活性化支援

が困難となつてきているが、一部商工会地域においては、地域の現状を改善する取組が見られてきている。

(二) 農商工連携による地域資源の活用と販路開拓強化の支援

商工会地域の基幹産業である農林水産業と商工業等の産業間での連携を図る「農商工連携」を一層推進し、開発商品はもちろんのこと、既存商品の再開発及び積極的な販路開拓は今後益々重要となつてている。

(三) 新幹線全線開業後の広域地域活性化・情報発信の支援

東北新幹線が昨年十二月に新青森駅まで全線開業され、各地域では開業効果に繋げるイベント等の取り組みが実施されています。今年度が本格的なビジネスチャンスであり、昨年度の取組のプラスチック等を含めた特徴ある商工会地域の自然・文化・食・人材を活用した広域地域活性化を支援する。また、JR線、青い森鉄道沿線の商工会地域にあつては、新幹線全線開業に伴う地域課題への取組とともに、すぐれた

観光地、特産品も多数あり商工会地域の広域的PRなど、新幹線全線開通を契機とする地域的地域活性化の取り組みについても支援する。

二、厳しい経営環境克服に向けた中小零細企業の支援

(二) 高度化・専門化するニーズに応える専門家派遣事業の強化

地域中小・零細企業が抱える経営課題が高度化する中で、個々の中小支援機関の日常的な相談のみでは対応が不十分なところもあり、豊富な専門的知識・技術を持つている専門家により迅速な経営課題解決が求められている。このようなことから従来のエキスパート派遣事業等に高度専門的な相談に直接対応する国直轄の専門家派遣事業を組込、中小・零細企業の総合的な経営課題解決についての支援を強化する。

(二) 経営革新・創業・事業承継等の推進

中小・零細企業は、経営環境悪化で厳しい経営に直面している。このような状況の中、商工会・連合会は相談機能をより一層強化し、新規事業への進出、精度の高い創業計画の作成、返済猶予制度、経営承継円滑化法による事業承継支援対策等、新たな支援制度の情報提供を行うと共に、国及び県の関係機関と連携を密にして中小・零細企業の支援を行う。

三、活力ある商工会づくり

(三) 商工会を担う人材育成と提案型指導に向けた職員の資質向上

(一) 商工会組織基盤の安定と強化

商工会地域における人口減少や高齢化は地域経済のみならず、商工会組織への影響も顕著に表れています。特に小規模商工会については健全な財政運営や機能維持に苦慮しており、合併や広域連携の推進による規模のメリットを活かした体制づくりを支援するとともに、商工会員の増強と加入率の向上、さらには共済事業やネットの記帳をはじめとする財政基盤確立を併せた会員サービスの取り組みについて支援する。

(二) 地域に貢献する商工会機能の強化

昨年度は商工会法施行 50 周年という節目として、全国統一キヤッチフレーズ「商工会は行きます 聞きます 提案します」を掲げ、特に中小・小規模事業者の満足度を高めるべく巡回訪問の向上と経営革新等の高度支援を推進・支援してきたところである。本年度も、巡回訪問の一層の促進と併せ会員満足の向上のための取り組み（企業の経営課題への解決策等の提示、真の経営支援ニーズの把握と会員サービスの追求）と地域貢献に取り組むための「地域貢献アピールプラン」の策定・推進及び同プランの広報・情報発信について支援する。

現下の厳しい環境の中でも商工会として果すべき役割を認識し、組織として必要な人材の育成強化を引き続き図る。特に、会員満足の向上や地域に貢献した商工会活動の支援能力は極めて重要であり、これを向上させることを主体とした職員研修会を開催する。また、商工会運営の舵取り役となる役員、次世代の商工会を担う青年部・女性部員を対象とした研修会を開催し人材育成を図ることとする。



外ヶ浜町、今別町、蓬田村商工会で広域連携

～県内で初の広域連携体制での商工会運営～



外ヶ浜町商工会（会長野村甚左衛門）、今別町商工会（会長本郷鉄男）、蓬田村商工会（会長小鹿秀敏）は、平成二十三年三月十八日に外ヶ浜町商工会館において、広域連携協定書締結調印式を挙行した。

三商工会のある上磯地域は人口減少や高齢化などにより、商工会を取り巻く環境が厳しさを増す中、引き続き地域の経済団体として地域に根ざした商工会運営を進めるため、かねてより広域連携

について協議をすすめ、このほど協議がまとまり調印式の運びとなつた。

広域連携協議は、平内町商工会を加えた東郡地区商工会連絡協議会（野村外ヶ浜町商工会長）で行われたことから、当日は平内町商工会七尾潔会長と青森県商工会連合会佐藤光彦専務理事が立会人として協定書に署名した。

野村会長は挨拶で「商工会を取り巻く環境は厳しいものがありますが、三商工会が連携しそれぞれの商工会員がどこでも相談に応じられるような環境を整え、引き続き商工会の使命を果たしていきたい。」と述べ、協定書調印後には三商工会長が力強く握手をして今後の活躍を誓つた。

今後、三商工会は上磯地域広域連携協議会を組織し、経営改善普及事業の広域的な実施により広域巡回訪問や相談業務でコンソーシアムを形成しながら、地域振興についても連携して商工会事業を展開することと

尚、この他の動きとして、岩木町商工会と相馬村商工会も広域連携協定に向けて協議を進めている。



協定式終了後、広域連携を祝い記念撮影をする出席者

平成22年度第2回商工会青年部員研修会



講演する渡邊氏



講演する木村氏

平成二十二年度第二回商工会青年部員研修会が、三月五日、青森市「ウェディングプラザアラスカ」に於いて開催された。

県内各地から青年部員六十五名が参加した。はじめに表彰式では、青年部全国大会顕彰（まちづくり部門）が平内町商工会青年部に、東北六県北海道商工会青年部連合会会长表彰が三沢市商工会青年部に贈られた。また、横浜町の千葉満氏には感謝状が贈呈された。

研修会では、各ブロック長による二十三年度広域連携委託事業提案があり、内容について意見交換が行われた。

講演・事例研究では、山形県青連会長であり、（有）山重渡邊建築専務取締役の渡邊重信氏から経営革新の取り組みについて、また、スタジオムゲン代表増川氏、木村氏からは、インターネット配信技術を用いた「地域おこし」の取り組み事例の講演があった。

平成22年度第2回商工会女性部員研修会



事業報告するブロック長



研修に臨む女性部員

平成二十二年度第二回商工会女性部員研修会が、三月一日、青森市「青森県火災共済会館」に於いて開催された。

県内各地から女性部員四十四名が参加した。研修会では、各ブロック長による二十二年度広域連携委託事業報告があり、内容について意見交換が行われた。報告では、地域に継承される郷土料理の普及に関して、各地域での工夫をこらした取組が発表され、子供たちに対する食育という観点からも地域から高い評価を得られたとの報告もあった。さらに二十三年度新幹線全線開業を機に、本年度実施した郷土料理普及と合わせ、それを活用するための各地域でのモニターリング実施計画の概要について説明され、また、来る二四年度の東北北海道主張發表ブロック大会（青森大会）が予定されていることから運営に関する意見交換が行わされた。

広域指導センター通信

県内の各広域指導センター事業並びに各管内の地域の情報をお届けします。

〈東部広域指導センター〉

販売士資格更新講習会開催！

平成 23 年 2 月 26 日三沢商工会館において、販売士協会登録講師（一級販売士）で中小企業診断士である 小野寺 肇氏を講師に、平成 22 年度 2 級 3 級販売士資格更新講習会が開催された。販売士の資格は 5 年ごとに更新が必要であり、常に最新の知識が求められる資格であるため更新に当たっては講習が義務づけられている。講習会では標準テキストに加えて、講師作成のサブテキストによる最新の小売業界のキーワードをわかりやすく解説し、時には業界裏話を交えながら 5 時間の講習を行った。受講者は主に販売関連業種の現場で活躍されている方が多く、講習内容を熱心に聴き入っていた。最後に講師からは「販売士のスキルを上手に活用して業績確保につなげて欲しい」との言葉で講習会を閉じた。



〈南部広域指導センター〉

社会保険料等軽減に関する講習会開催！

平成 23 年 2 月 23 日・24 日の 2 日間、社会保険・労働保険制度を正しく理解し、適法の範囲でいかに保険料負担を少なくするかについて、「社会保険料・労働保険料軽減に関する専門分野講習会」を三戸町・南部町を会場に開催し 43 名の受講者であった。青森県社会保険労務士会理事の石橋一恭社会保険労務士を講師に迎え約 2 時間の講義を行った。講習内容は、社会保険料の仕組み・具体的な節約方法及び 60 才以降の在職老齢年金並びに高年齢雇用継続給付金制度を最大限に有効活用して、従業員に対する給与支払い額を設定する方法について説明があった。これらを実行するためには、従業員との意思疎通がなければ対応できることであり、友好的な関係が求められていることも話された。また講義後の個別相談会では講義内容に加え日常の業務内容についても相談があり、講師より適切なアドバイスがされた。今回の講習内容を実践することで、経費削減につなげて欲しいと願う。



<北部広域指導センター>

「無料で儲ける販売促進術」セミナー開催！

平成 22 年 11 月 9 日「無料で儲ける販売促進術」をテーマに中小企業診断士の綿貫有二氏を招き販売促進の革新セミナーを行った。綿貫氏は「普段の生活の中にある「無料」を改めて考えると、いくら無料でも必要なければ利用しないし、仕組みがしっかりしていないと儲けるどころか損することもある。「売り（れ）続ける」ための考え方を頭に入れて、接客することで経営力が増し資質の向上を図れる。」と語り、参加者も聞き入った様子だった。セミナー終了後は、当センターから「キャッチコピー活用辞典」として、経営・商品コンセプトづくり、POP・Web・チラシ広告・販売促進活用に、売れるキャッチコピーづくりの「引き出し」として活用いただくために、セミナー受講者へ参考資料として提供した。



気軽に相談 身近な窓口
～独占禁止法相談ネットワークでは皆様からの御相談を受け付けております～

○このようなことでお困りではありませんか？

- ◆どんな情報交換をすると問題なの？
- ◆取引先が代金を一方的に減額している。買いたたきに遭っている。注文どおりなのに返品された！下請法違反行為じゃないの？

当所では、このような独占禁止法や下請法に照らして問題になるのではないかといった相談を受け付けております。内容、御希望により公正取引委員会の窓口を迅速に御紹介します。公正取引委員会では、御相談に応じ、適切な対処、的確な対応をいたします。

お問い合わせは
◎ 公正取引委員会事務総局東北事務所
Tel:022-225-7095

平成 23 年 4 月申告開始！！

平成 22 年 7 月 「改正障害者雇用納付金制度」スタート！

①中小企業事業主の皆様は、ご注意ください。

- 常時雇用している労働者数（※1）が 200 人を超える 300 人以下（※2）のすべての事業主に障害者雇用納付金の申告を行っていただくことになりました。

※1 常時雇用している労働者数を計算するに当たっては、常時雇用している労働者のうち下記②の短時間労働者については、1 人を 0.5 カウントとして計算します。

※2 平成 27 年 4 月 1 日からは、常時雇用している労働者数が 100 人を超える 200 人以下の事業主に納付金制度の適用が拡大されます。

②パートタイマーなど、短時間労働者 を多数雇用している事業主の皆様は、ご注意ください。

- 週 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者も、納付金の申告等の対象になりました。

法定雇用障害者数の算定方法

$$= [\text{常時雇用している労働者数} \\ \text{(短時間労働者を除きます。)}] + [\text{常用雇用している労働者のうち} \\ \text{短時間労働者の数}] \times 0.5] \times 1.8\% \\ \text{(法定雇用率)}$$

改正点

雇用障害者数のカウントの方法

- 常時雇用している労働者である障害者 1 人をもって、障害の種類、程度及び週所定労働時間で区分した下表の該当する欄の人数に換算して雇用障害者数を計算します。

障害の種類・程度	週所定労働時間		
	30時間以上	20時間以上30時間未満(短時間労働者) 平成22年6月まで	平成22年7月から
身体・知的障害者	1人	—	0.5人
重度	2人	1人	1人
精神障害者	1人	0.5人	0.5人

③除外率が適用されている事業所のある事業主の皆様は、ご注意ください。

- 除外率設定業種の除外率がそれぞれ 10 % ポイント引き下げられました。

★ 詳しい内容のお問い合わせは…

社団法人 青森県高齢・障害者雇用支援協会 雇用支援部助成納付課

TEL: 017-775-4075 FAX: 017-734-7483

(※平成 23 年 4 月 1 日からのお問い合わせ先については、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構のホームページをご覧下さい。)

中小企業の皆さんへ



「中小企業電話相談ナビ ダイヤル」を活用下さい！

- 1 つの窓口で資金繰りなど幅広く相談ができる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施いたします。

電話番号：0570-064-350

(最寄りの経済産業局 中小企業課につながります。)

実施時間：平成 23 年 4 月 1 日（金）から実施

9：00～17：30

（土日・祝日を含めて実施。）

○相談内容が具体的な融資や保証に関する場合は、以下の公的金融機関でも受け付けます。

実施時間	平日 9：00～19：00
	土日祝日 9：00～17：00

＜融資について＞

株式会社日本政策金融公庫	平日 0120-154-505
	土日祝日 0120-327-790 (中小企業事業)
	土日祝日 0120-220-353 (国民生活事業)

沖縄振興開発金融公庫	098-941-1795
------------	--------------

株式会社商工組合中央金庫	平日 0120-079-366
	土日祝日 0120-542-711

＜保証について＞

最寄りの保証協会にご相談ください
<http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

「中小企業電話相談ナビダイヤル」 を御活用ください。



どこに相談したらいいのかお悩みではありますか？

- ・震災による復旧費用を借りたい。
- ・震災による罹災証明の取り方が知りたい。
- ・新商品を開発するための支援制度を教えてほしい
- ・ネットを活用した販路展開をしたい

…など、様々な課題があり、どこに相談したらよいかお悩みの皆さんにお応えします。



ナビダイヤルで担当局へおつなぎします。

- 経済産業省には、ブロックごとに出先機関である『経済産業局』を設置しております。
- 各経済産業局の中小企業課では、中小企業施策に詳しい職員が、皆さんの悩みを伺い、アドバイスや相談を行う先をご案内いたします。



ナビダイヤル、各支援機関の受付時間

4月1日（金）から実施
9:00～17:30
(土日・祝日を含める。)

公的金融機関による資金繰り相談は以下の時間で対応

平日	9:00～19:00
土日祝日	9:00～17:00

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により影響を受ける 県内中小企業の方へ（経営安定化サポート資金のご案内）

平成 23 年東北地方太平洋沖地震（地震による津波及び火災を含む）により、事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障を生じている方を支援するため、経営安定化サポート資金に「平成 23 年東北地方太平洋沖地震中小企業災害復旧枠」を新たに創設しましたので、ご活用ください。

ご利用いただける方

次のいずれにも該当する方

- （1）県内に事業所を有し、県内で 1 年以上同一事業を営んでいる中小企業者であること
- （2）平成 23 年東北地方太平洋沖地震（地震による津波及び火災を含む）により、事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障を生じていること
- （3）市町村長の罹災証明書等の交付を受けていること
- （4）上記（1）から（3）いずれにも該当するものとして、商工会議所会頭又は商工会会長の推薦を受けていること

ご融資の条件

- 融資限度額 1 億円
- 融資利率 0.8%【固定金利】
- 融資期間 10 年以内（うち据置 2 年以内）
- 担保 必要に応じて徵求
- 保証人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保証料率 全額免除（保証料の免除に要する経費を市町村が県と協調して信用保証協会に補助する場合に限る。）

※市町村長から罹災証明を受けた中小企業者は、県信用保証協会の通常保証枠と別枠での保証を受けることができます。（100%保証。普通保証 2 億円、無担保保証 8 千万円）

融資の手続き



商工会議所等へ推薦を申し込む前に、市町村長等から罹災証明を受けてください。
融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査が必要です。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、青森県信用組合、商工中金）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話 017-723-1354（業務課）、
青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368

日本政策金融公庫（国民生活事業）

災害貸付のごあんない

日本政策金融公庫では、3月11日付けて、このたびの災害により被害を受けた中小企業者等のみなさまを対象とした「平成23年東北地方太平洋沖地震災害に伴う災害貸付」の取り扱いを開始しました。

☆☆☆ 災害貸付の概要 ☆☆☆

対象者	平成23年東北地方太平洋沖地震災害により被害を受けた方で、次のいずれかに該当する方 ① 事業所または主要な事業用資産について、全壊、流出、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村等から受けた方（直接被害者） ② 前①以外の方で、 <u>直接被害を受けた事業者との取引が原因で、売上の減少、取引先が被災したため発生した売掛金の固定化等、災害が発生したことにより、間接的に被害を受けた方（間接被害者）</u>
資金のお使いみち	被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金
ご融資額 (ご融資限度額の特例)	各融資制度ごとのご融資限度額に 1災害につき3,000万円を加えた額
ご返済期間 (据置期間)	普通貸付：10年以内（据置期間2年以内） 普通貸付以外：各融資制度に定められたご返済期間・据置期間
利率（年利%） (平成23年3月14日現在)	① 罹災証明書等を受けられた直接被害者及び間接被害者 当初3年間 1.35%（特災利率）（※） (ご融資後4年目以降は、各融資制度に定められた利率) (※) 特災利率の適用限度額は1,000万円となります。 ② ①以外の間接被害者 各融資制度に定められた利率

(注) 融資制度により、一定の要件・お手続きが必要となる場合があります。

相談態勢（事業資金相談ダイヤル）

相談時間	平日	土日祝日
	9時から19時	9時から17時
連絡先	TEL 0120-154-505	TEL 0120-220-353

（お問い合わせ先）

日本政策金融公庫 青森支店
017-723-2331

災害による融資制度等支援策については、各商工会までお問い合わせください。